

京都市告示第329号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者であるビバ・オリックス・パティネグループの代表者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条に基づき、施設を供用しない日の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成23年12月2日

京都市長 門川 大作

1 西京極総合運動公園プール施設

西京極総合運動公園プール施設アイススケートリンクについて、平成23年12月27日から29日及び平成24年1月2日から4日を供用しない日から除き、平成23年12月27日、28日及び平成24年1月2日から4日の供用時間を午前10時から午後5時とし、平成23年12月29日の供用時間を午前9時から正午とする。

(理由)

指定管理者が当該施設で自主事業を実施するため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)